

国民保護共同訓練の実施について（群馬県）

以下のとおり、国民保護共同訓練が予定されていますのでお知らせします。

○ 訓練実施日（予定）及び実施方式

都道府県	訓練実施日（予定）	訓練方式
群馬県	2月15日（木）	図 上

平成29年度群馬県国民保護共同図上訓練の実施について

緊急対処事態発生時における対処・措置能力の向上を図るとともに、国をはじめとする関係機関との連携体制を強化することを目的として、下記内容により訓練を実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1 実施日時

平成30年2月15日（木）13:00～17:00

2 訓練実施場所

群馬県庁 1階県民ホール及び7階災害対策本部会議室

3 参加機関

内閣官房、消防庁、陸上自衛隊第12旅団、自衛隊群馬地方協力本部、群馬県、群馬県警察本部、前橋市、群馬県消防長会、日本赤十字社群馬県支部、群馬DMAT（前橋赤十字病院）、県内全消防本部・県内全市町村（※）
（※ 情報伝達訓練に参加）

4 訓練想定

県内のスポーツ施設において、不審な液体を散布する事案が発生し、多数の死傷者が発生する。その後、県内の駐車場に駐車中の車両から不審物が発見されたため、国民保護における緊急対処事態の認定を受け、周辺地域の住民等の避難措置を取る。

5 主な訓練項目

（1）事態認定前の初動対処訓練

- ①被災情報の収集・伝達
- ②県市における対策本部の設置
- ③各種応援要請（緊急消防援助隊及び陸上自衛隊災害派遣要請等）
- ④消防警戒区域等における避難措置

（2）緊急対処事態対策本部の設置運営訓練

- ①緊急対処事態対策本部の設置
- ②法定通知等の伝達
- ③住民避難に関する連絡調整
- ④病院の避難に関する連絡調整
- ⑤避難者への救援の実施に関する連絡調整
- ⑥緊急対処事態対策本部員会議の開催